

山形県スポーツ指導者協議会 旅費支給規程

1 旅費の趣旨

旅費は協議会の公務のための旅行に要する費用に充てるため、役員等に支給される金銭給付である。

2 旅費の種別

- (1) 費用弁償 役員以外の者が協議会の用務のために旅行する際の費用（研修会の講師、研究会の出席者・パネラー、その他関係者等）
- (2) 普通旅費 役員が公務のために旅行する場合の経費
- (3) その他 外国旅行の旅費支給については、別途協議のうえ支給する。

3 旅費の構成要素

- (1) 鉄道賃 路程に応じた旅客運賃等によりJR各社の路線を通常の経路とする。ただし、私鉄線以外に経路が無い場合は当該私鉄線を通常経路とする。
 - ① 旅客運賃 営業キロ（換算キロ）に基づいて普通旅客運賃表に基づいて算出し、原則として実費額を支給する。
 - ② 特急料金 片道100km以上旅行する線路を特急が走っている場合に支給する。ただし、新幹線の場合は実際の利用駅間の料金を支給する。
 - ③ 急行料金 片道50km以上旅行する線路を急行が走っている場合に支給する。
 - ④ 座席指定料金を徴する路線において片道100km以上の旅行をする場合に支給する。
- (2) 車賃 路程に応じ定額（往復の通算距離（1km未満切り捨て）に40円を乗じた額）又は実費額を支給する。
 - ・路程は、インターネット等により計算した距離とする。
 - ・高速道路を利用した場合は、原則として実費額を支給する。ただし、ETCを設置していない車及び土・日・祝日等の割引日以外の利用については、原則、領収書を添付しなければならない。
- (3) 航空賃 旅行命令権者が公務上の必要により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難いと認め、航空機の利用を許可した場合に限り、現に支払った旅客運賃の額を支払う。乗継割引が適用される場合は、割引された額を支給する。
- (4) 船賃 乗船に要する運賃、寝台料金、座席指定料金
- (5) 日当 旅行中の日数に応じ1日当たりの定額を支給する。ただし、行程が600km以上で宿泊を伴わない場合は、当該額の2分の1の額を加算した額を支給することができる。
 - ・全日当 2,000円 ・1/2日当 1,000円

【日当の支給区分】

区 分		近距離旅行 (25km未満)	普通旅行(25km以上)			宿泊した場合	
			25km以上75km未満	75km以上100km未満	100km以上	25km未満	25km以上
自家用車	使用	1/2日当	1/2日当	全日当	全日当	1/2日当	全日当
	同乗	1/2日当	1/2日当	1/2日当	全日当	1/2日当	全日当
陸 路		1/2日当	1/2日当	全日当	全日当	1/2日当	全日当
鉄 道		1/2日当	1/2日当	1/2日当	全日当	1/2日当	全日当
水 路		1/2日当	1/2日当	1/2日当	全日当	1/2日当	全日当

(6) 宿泊料 旅行中の宿泊料金、夕食・朝食代及び宿泊に伴う諸雑費(税・サービス料含む)に充てるために支給される旅費である。

- ・甲地方 13,000円 【甲地方の範囲】 埼玉県：さいたま市 千葉県：千葉市
東京都：特別区 神奈川県：横浜市・川崎市 愛知県：名古屋市 京都府：京都市
大阪府：大阪市・堺市 兵庫県：神戸市 福岡県：福岡市 広島県：広島市
- ・乙地方 10,000円 【乙地方の範囲】 甲地方以外の地域
- ・会議等に出席し宿泊する場合は、その開催要項等に基づく実費額とする。

4 旅費の支払区分

(1) 概算払 旅行完了以前に概算で旅費を支給することができる。

概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、旅行の完了後、速やかに精算しなければならない。

なお、概算払を受けた後、旅行命令の変更があった場合、又は旅費計算を誤った場合等の事由が生じた場合には、旅行完了後、速やかに精算すること。

(2) 精算払 旅行完了後、速やかに旅費支出事務の執行に努めなければならない。

5 その他の取扱い

- ・役員等の出発地の基点を居住地とする。
- ・土・日切符及び大人の休日倶楽部会員並びにパック料金等の場合は、実費額を支給することができる。
- ・陸路旅行において、バス、ケーブルカー等を利用するのが通常の経路になっている場合、当該交通機関運賃の実費を支給することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成21年 6月 1日から適用する。
- 2 平成23年 5月22日 一部改正 (平成23年4月1日から適用)